

西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について（案）

1. 西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部設置の経緯

○危機管理対策会議【令和2年1月29日～】

- 根拠：西東京市危機管理基本ガイドライン（P3、P5、P14）
西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画（P14、P15、P29）
参考：東京都－東京都危機管理対策会議を設置



○新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議【令和2年2月21日～】

- 根拠：西東京市危機管理基本ガイドライン（P13、P14、P15、P16）
西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画（P14、P15、P29）
※本会議は、危機管理対策会議が必要と判断し設置する、任意による「市対策本部」の位置付け



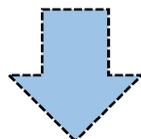
◎西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部会議【令和2年3月27日～】

- 根拠：西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画（P14、P15、P29）
⇒①国：政府対策本部（令和2年3月26日）＋②東京都：対策本部（同日）設置
※緊急事態宣言時は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条
運営根拠：西東京市新型インフルエンザ等対策本部条例
西東京市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則



《本部廃止》

- 根拠：西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画（P14、P66）
⇒①国：政府対策本部（令和5年4月27日）
②東京都：対策本部（同年4月28日） } 令和5年5月8日をもって廃止
※市は、政府対策本部・都対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止



（本部廃止後）

○危機管理対策会議【令和5年5月18日～】

- 根拠：西東京市危機管理基本ガイドライン（P3、P5、P14）
西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画（P14、P15、P29）

2. 本部廃止後の新型コロナウイルス感染症への対応体制

情報共有	意思決定
(1) 会議 危機管理対策会議	(1) 会議 危機管理対策本部（任意設置）
(2) 根拠 西東京市危機管理基本ガイドライン 西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画	(2) 根拠 西東京市危機管理基本ガイドライン 西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画
(3) 運営方針（開催頻度等） 必要に応じて適宜	(3) 手続き等 危機管理対策会議において必要と判断した場合
	(4) 市民等への決定事項の公表 公表する

※意思決定が必要と想定されるもの（例：ワクチンの接種体制）

3. 近隣市のコロナ本部体制の動向

5類移行に伴うコロナ対策本部の取り扱いについて、近隣14市に調査を実施（令和5年5月8日）

⇒ 全14市において、5類移行に伴い廃止。

廃止以降は、ほぼすべての自治体において既存の会議体で情報共有を図るとのこと。